

1 第5次犬山市総合計画中間見直しについて

1-1 総合計画とは

(1) 総合計画の位置付け

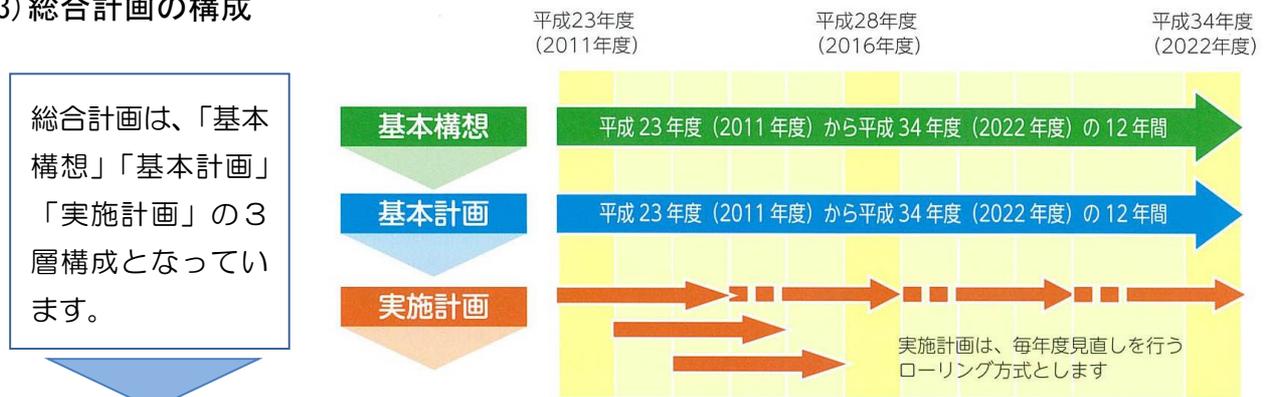
総合計画は、市の最上位計画として犬山市政の道しるべとなる「市政の羅針盤」です。

- ・長期間にわたるまちづくりの方向性を明らかにし、目指すべきまちの将来像の実現へ向けた取り組みを明確に示すもの。
- ・市政全般の施策を体系づけ、それに沿った具体的な事業計画を示すもの。

(2) 計画期間

平成23年度～平成34年度の12年間 ※平成29年度が後期の開始年度

(3) 総合計画の構成



犬山市のまちづくりの基本的な理念と施策の体系を表す根幹部分

基本構想

犬山市がまちづくりを進める上で基軸におく考え方を明示するもの。長期的な展望のもとで目指すまちの将来像を明らかにし、今後の市政運営の指針となるもの。

基本計画

基本構想で掲げたまちの将来像を実現するための具体的な施策の方針や事業内容を定めたもの。時代の変化を捉えて一定年度で進捗状況を検証し、必要に応じて見直しを行います。

基本構想・基本計画に基づいた個別事業の計画

実施計画

基本構想、基本計画に基づき、重点的に推進する事業を選択し、年度ごとの事業計画を毎年度策定することで、予算編成の指針とするもの。社会経済情勢の変化などにも柔軟に対応するため毎年度、指標に基づいた評価をもとに見直しを行います。

基本構想・基本計画の概要

①まちづくりの考え方

将来に向けて、市民の暮らしを大切に守り、さらなるまちの活力を創造し、満足度の高い魅力あるまちの実現を目指すため、“個人”、“地域”、“市全体”の視点から、まちづくりの基本となる3つの考え方を定めています。

- 暮らしの“ゆとり”をはぐくむまちづくり
- 地域の”つながり”をはぐくむまちづくり
- 郷土への”愛着”をはぐくむまちづくり

②まちの将来像

●目指すまちの姿

- ・市民の誰もが、市民同士のふれあいや地域とのかかわりを通して、日々の暮らしの中で幸せを実感し、犬山に「住んでよかった」「これからも住み続けたい」と思えるまち
- ・市外の人にも犬山の魅力が広く認知され、「行ってみたい」「住んでみたい」と思われるまち

人が輝き 地域と生きる “わ”のまち 犬山

人が輝き

健康／生きがい／ゆとりある快適な暮らし

地域と生きる

市民同士のふれあいや支えあい／地域資源を活かした活発な地域活動

“わ”のまち

市民同士の共生／市民と行政の協働／市民と来訪者の交流／歴史・文化・自然などのまちの個性と都市の活力の調和／次世代への継承

●人口の目標

居住人口

平成34年(2022年)に77,000人を目標し、目標人口を80,000人とします

交流人口

観光交流人口600万人を目標とします

通勤・通学人口の市外への流出超過を1,000人削減します

●土地利用

豊かな自然を保全しつつ市街地の秩序ある整備を進めていくために

- ・市全体を3つのゾーン(生活交流ゾーン、水と緑の保全・活用ゾーン、自然共生ゾーン)に区分し、各ゾーンの特性を活かした土地利用を進めていきます。
- ・将来にわたって、まちにさらなる豊かさをもたらす源として豊かさ向上軸を設定します。

●まちづくり宣言

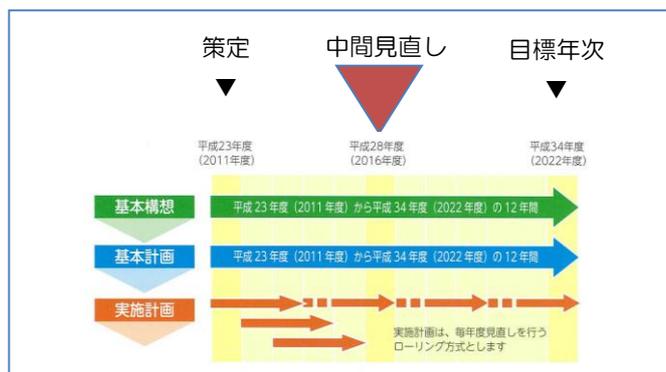
まちの将来像の実現に向けたすべての施策の体系

まちの将来像の実現を目指し、市民と行政との協働による取組みを一層推進していくための、具体的な方向性を明らかにし、市民と行政が共有する10の“まちづくり宣言”を定めています。

- 宣言 1 健康市民であられるまちをつくります! (健康づくり)
- 宣言 2 自主財源の確保に向けた行財政運営を進めます! (行政改革・財政基盤)
- 宣言 3 市民と行政が一体となりまちづくりに取り組みます! (市民交流・参加・協働)
- 宣言 4 まちににぎわいと活力をもたらす産業を盛り上げます! (産業振興)
- 宣言 5 誰もが安心して暮らせるまちをつくります! (子育て支援・地域の支え合い)
- 宣言 6 災害や犯罪などに対する地域の安全性を高めます! (防災・防犯)
- 宣言 7 環境と調和したまちをつくります! (省資源・環境共生)
- 宣言 8 快適な暮らしを支える都市基盤を整えます! (都市基盤・土地利用・交通)
- 宣言 9 豊かな心と生きる力をはぐくむ教育を実現します! (学校教育・社会教育)
- 宣言 10 誰もが愛着のもてるまちをつくります! (歴史・文化・自然)

1-2 中間見直しの必要性について

「第5次犬山市総合計画」が平成23年度に策定され、12年間の計画期間のうち半分が経過しようとしています。こうしたなか、以下に挙げるような必要性から、中間見直しを実施するものです。



中間見直しの必要性

<p>計画の前提条件の変化に対応した見直し</p>	<p>①人口減少時代を迎えるなかで人口フレームの見直しが必要</p> <ul style="list-style-type: none"> 第5次犬山市総合計画においては計画期間における目指す人口を7万7千人、目標を8万人と設定しています。 一方、本市の人口は平成21年をピークに減少局面に転じています。 この状況を受け、昨年度策定した「いいね！いぬやま総合戦略」では、今後市の人口は、このまま何も手を打たなければ2060年には現在より約2万4千人減の約5万1千人と予測し、持続可能なまちづくりを進めるため、人口減少を改善し、基本推計値に対し1万人増の6万1千人を堅持するものとしています。 今回の見直しの中では、この新たな目標人口を前提とした計画にする必要があります。 <p>②社会的情勢の変化等による計画の見直しが必要</p> <ul style="list-style-type: none"> まちの賑わいや活力の維持向上、インバウンド需要の取込みも含めた交流人口の拡大、加えて持続可能な都市経営を達成するために、コンパクトシティ及びそれを繋ぐネットワークの実現等、策定以降の社会情勢等の変化に対応し都市が有する課題解決が必須となっています。
<p>計画の時点修正</p>	<p>③個別施策の見直しが必要</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画期間の半分が経過しようとしています。個別施策に記載されている内容が、法令等改正の影響や、当初設定した目標指標の数値を既に達成するなど、現状と相違する状況となるものがあり、見直しが必要です。
<p>計画の後半6年間において必要な施策・事業の体系の整理</p>	<p>④今後6年間に必要な施策及び事業の見極めが必要</p> <ul style="list-style-type: none"> 以上の①～③の必要性からの計画の見直しに伴い、今後の残された6年間で目標を達成するための施策及び事業として、重点的に行うべきもの、新たに追加すべきもの等についての見直しが必要です。

1-3 どこを見直しするのか？ ～見直しの考え方～

(1) 今回の見直しの考え方

《新しい計画を「ゼロ」からつくるではありません》

今回は第5次総合計画の中間年における改訂(見直し)作業となります。新計画(6次総合計画)ではないため、全く新しく計画を策定するのではなく、現在の第5次総合計画を基本に、「変更すべきところ」「変えないところ」を決め、見直し作業を行っていきます。

(2) 見直しの範囲

① 当初の計画から見直しを行わないところ

《基本構想》

- ・ 主要課題 (P10～13)
- ・ まちづくりの考え方 (P16)
- ・ 目指すまちの姿 (P17)

⇒策定時にとりまとめた主要課題は、現在においても引き続き取り組むべき課題であり、この主要課題をもとに定められたまちづくりの基本的な考え方や目指すべき将来像にも変更がないものとして、今回は見直しを行いません。

② 今回見直しを行うところ

《基本構想》

- ・ 人口の目標 (P18～19)
- ・ 土地利用 (P20～21)

⇒総合計画策定後の人口動向や社会情勢の変化などに対応し、計画の内容を見直していくこととします。

- ・ まちづくり宣言 (P22～23)、まちづくりの達成指標 (P24～25)

⇒社会情勢の変化や最新の市民意向などをもとに、今後6年間の施策の体系と個別施策のあり方について見直しを行います。

《基本計画》

- ・ 基本フレーム以降 (P28～188)

(基本フレーム、施策の全体像、まちづくり宣言別の取組方針、まちづくり宣言別計画)

(3)他の計画の成果を活かすところ

下記は、昨年度、総合計画の見直し範囲について、他計画が検討を行っており、学識経験者、団体役員、市民のみなさん等と共に審議を重ねた結果を活かします。

①いいね！いぬやま総合戦略

犬山市における人口の減少と経済の縮小を改善するために策定された計画です。主に以下の2点を総合計画の見直し作業に活かします。

・人口ビジョン（人口の目標）

「いいね！いぬやま総合戦略」では人口の目標を、これまでの本市の計画とは違い、初めて現状よりも少ない人口を目標値として掲げました。直近の推計によるこの目標値を用いて、総合計画の人口フレームを設定します。

・重点事業

総合戦略の計画期間(H27年度～H31年度)において、最優先して取り組むべき目標と、チャレンジする重点事業を設定しています。施策事業の連動性の面からも、総合計画においてもチャレンジする重点的的事业として設定していきます。

(※計画の概要は資料-2参照)

②犬山市都市計画マスタープラン（中間見直し）

犬山市都市計画マスタープランは、総合計画に基づいた都市計画部門の基本的方針であり、昨年度から中間見直しが行われています。専門的見地から個別・具体的に審議した結果を、総合計画のまちの将来像（土地利用）に対して活用します。

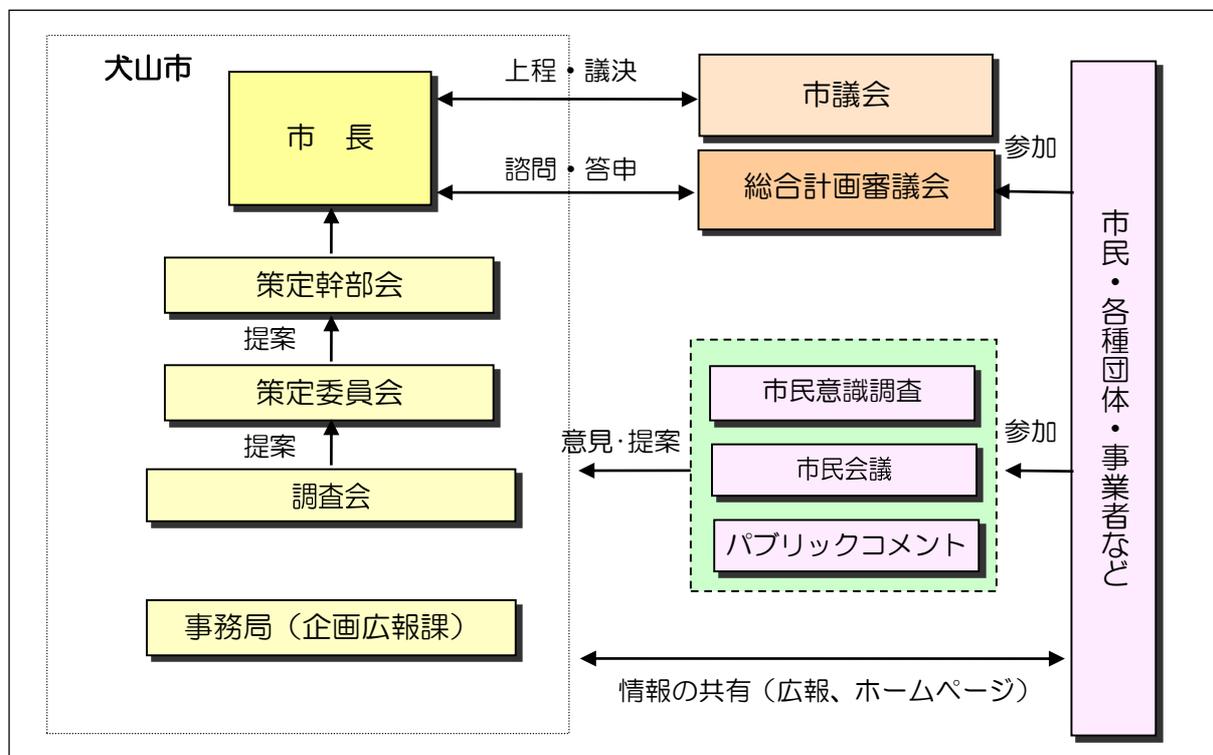
・将来都市構造（土地利用の方針）

策定以降の社会情勢の変化と、それを受けた国土形成の方向性を踏まえ、都市の基本構造と土地利用のあり方について再検討を行っています。

(※計画の概要は資料-2参照)

1-4 実施体制について

実施体制図



総合計画審議会：市長からの諮問に対し、総合計画審議会(条例設置)において内容を審議していただき、最終的に審議の結果を踏まえ答申していただくこととなります。

1-5 審議会の位置づけと役割

犬山市総合計画審議会設置条例第2条に基づき、総合計画に関し、市長の諮問に応じ、必要な調査審議を行うため、設置されるものです。

- ①市長からの諮問を受け答申をお願いします。
- ②これからの6年間で「犬山市が最も優先すべき施策及び事業は何か？」について、審議してください。
- ③また、②を検討していただく中で、「各施策及び事業の優先順位(プライオリティ)」についても審議してください。

※詳細は資料-1（別紙）「見直しの範囲についての整理」を参照

1-6 スケジュール(案)

(※現時点の案であり、見直し作業の進捗により変更となる場合があります)

○平成28年5月～平成29年3月(予定)

5月	審議会委員一般公募
6月上～	市民意識調査(アンケート)
7月25日(本日)～	犬山市総合計画審議会開催(～12月下)
7月	基本計画修正作業期間(～12月下)
8月末～9月上	市民会議
12月	審議会から答申
12月末	パブリックコメント
平成28年3月	3月定例会 議案上程

※詳細は次ページのスケジュール(案)を参照